

このため、海洋基本法において、船員の確保・育成は、国が講ずべき措置として明確に位置づけられており、海洋基本法に基づく「海洋基本計画」（2013年4月閣議決定）において、船員の確保・育成のための諸施策がとりまとめられている。

このような中、海技教育機構では、統合効果を発揮し、海運業界等のニーズに応じた船員を養成するため、主に次の政策実施機能や、業務の質の向上に取り組んでいる。

①座学教育と航海訓練の一体的実施

各学校での座学教育と大型練習船による航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の向上を図るため、以下の取組を行っている。

・座学教育と航海訓練の連携による効率的かつ効果的な教育を実施するため、一貫性のあるカリキュラムへの見直しを行うとともに、統一資質基準システム（QMS）の適正な運用に努めている。

・リソース（教材・設備・教員）の有効活用を図るため、教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法の確立に取り組んでいる。



座学教育の様子



航海訓練の様子

②海事広報の推進

船員志向の高い人材の確保・育成に向け、広報活動に積極的に取り組むとともに、外部機関との連携をより充実・強化し、多方面から船員を目指す人材の確保を図るため、以下の取組を行っている。

・各学校では、中高生を対象に、校内設備を活用したオープンキャンパスを開催し、操船シミュレータによる操船体験や、ロープワーク教室の実施等、実際の教育内容に触れる機会を設け、生徒・学生の募集活動に努めている。

・海運業界をはじめとする各関係機関と連携を図り、寄港地において、帆船を中心とした大型練習船の一般公開を実施するとともに、地元の海洋少年団や小中学生等を対象としたシップスクールを開催して、船に対する興味・関心の醸成に努めている。また、

船員という職業への理解増進のため、中学校等の教員を対象に、大型練習船を活用した見学会を開催している。

・プレゼンス向上のための新たな取り組みとして、海技教育機構監修の下、練習帆船（日本丸及び海王丸）のカレーを忠実に再現した「JMETS 練習船カレー」が発売された。これによって、海技教育機構の任務、その重要性について、広く一般の方々の理解・関心に繋がることを期待される。（詳細は61ページのコラム参照）



練習帆船海王丸出航時の登し礼の様子

第3節 労働環境の整備

（1）適正な労働条件を確保するための取組

① 海上労働条約の改正に伴う船員法改正

船員の労働時間、休日、賃金等の労働条件等については、その海上労働の特殊性を踏まえ、一般労働者を対象とした労働基準法とは別に、船員法において必要な基準を定め、船員の適正な労働環境の確保を図っている。

船員法では、船員の労働条件の改善を目的とした海上労働条約に基づき、国際航海に従事する500トン以上の日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件等に関する法定検査（海上労働検査）受検の義務付け等を行ってきたところである。

今般、海上労働条約の改正に伴う船員法の改正を行い、さらなる船員の労働環境の保護が図られることとなった。

1) 海上労働証書に係る検査項目の追加 (2017 年秋施行予定)
海上労働証書交付のための要件として、以下の項目を追加した。

- ・ 船員の送還に係る保険付保
- ・ 船員の勤務中の傷病、死亡等に係る保険付保

2) 海上労働証書の有効期間の延長 (2019 年 1 月施行予定)

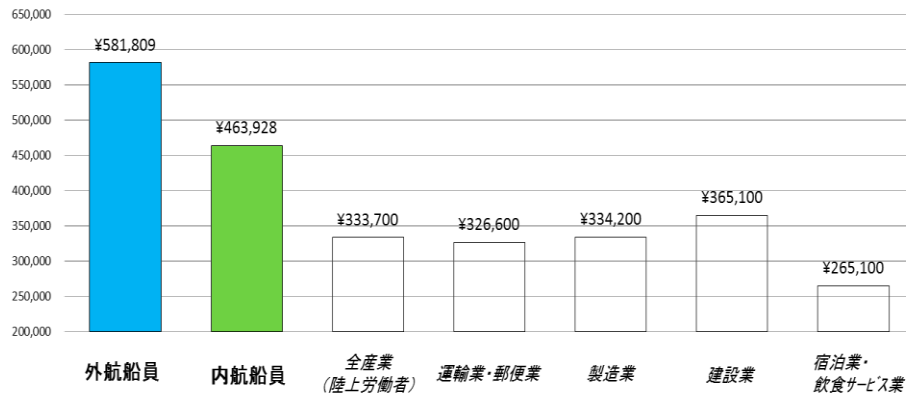
海上労働証書を更新すべく検査に合格した船舶であって、既存証書の有効期間が満了する日までに新証書の交付を受け、船内に備置できないと認められるものは、既存証書の有効期間を 5 箇月を超えない期間延長できることとした。

② 船員の賃金

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度で、船員の最低賃金は、国土交通大臣が決定する全国を適用区域とする業種、地方運輸局長が決定するその管轄区域を適用区域とする業種ごとに決められており、船員の労働条件の改善を目的に、その決定・改定等について随時見直しを行っている。

また、近年の船員の 1 人 1 月当たりの平均給与は、陸上産業に比べ 3 割程度高い状況 (図表Ⅱ-3-6) となっている。

図表Ⅱ-3-6 船員と陸上労働者の給与 (月額) 比較



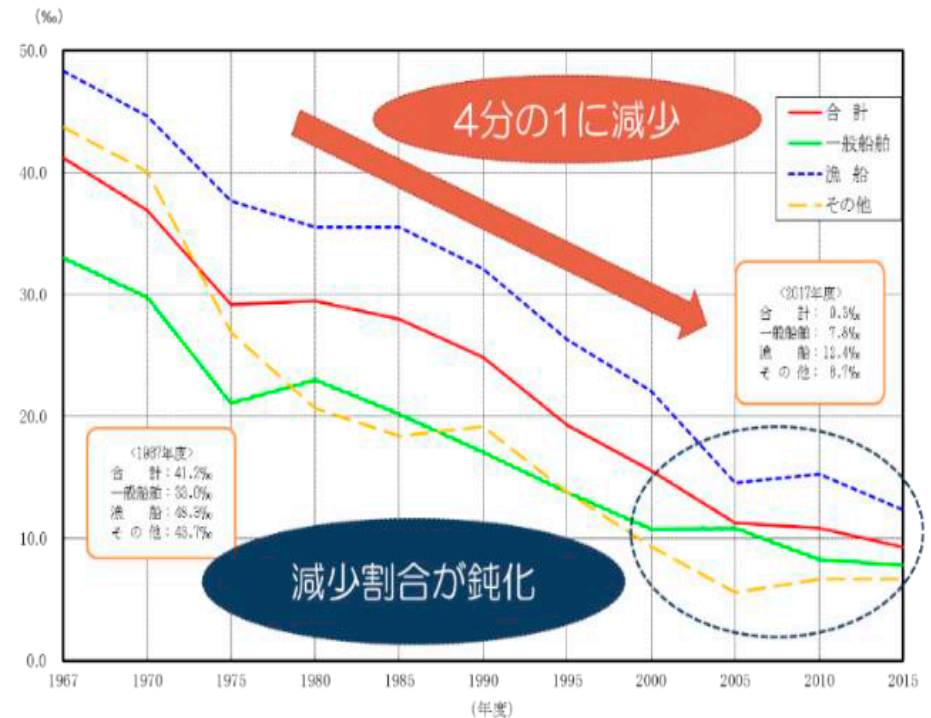
○ 船員労働統計及び賃金基本構造統計の平成28年6月分のきまって支給する現金給与額に限り総合政策局作成
注: 船員(商船)の賃金額は、船員労働統計(定期払いを要する報酬(基本給や家族手当等)及び時間外勤務(超過勤務や夜間割増))の数値である。
陸上労働者の賃金額は、賃金基本構造統計(きまって支給する現金給与額の企業規模(10人以上))の数値である。
船員(商船)は、外航船舶及び内航船舶に乗り組む全ての「船長、職員、部員」の計の数値を用いた平均値である。
陸上労働者は、常用労働者のうち短時間労働者を除いた一般労働者の集計結果を用いている。

(2) 船員の労働安全衛生と船員災害防止活動

① 船員災害の発生状況

船員の死傷災害(休業3日以上のある者。行方不明、職務外を含む。)の発生率(千人率)は、1967年度当時では41.2であった。その後、1968年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画の実施以降大幅に減少し、2015年度には約4分の1以下の9.3となったが、近年その減少割合が鈍化している。

図表Ⅱ-3-7 船員の死傷災害発生率の推移



また、船員の死傷災害の発生率(職務上災害、休業4日以上)8.7は、全産業(2.2)と比較して高率となっており、林業(27.0)に次いで高い発生率を示している。中でも漁船では、死傷災害の発生率が11.9と非常に高い値を示している。

図表Ⅱ—3—8 死傷災害発生率の海陸比較

死傷別 業種別		2015年(度)	
		職務上休業 4日以上	職務上死亡
船員	全船種	8.7	0.2
	一般船舶	7.0	0.1
	漁船	11.9	0.3
	その他	6.2	0.1
陸上労働者	全産業	2.2	0.0
	鉱業	7.0	0.3
	建設業	4.6	0.1
	運輸業	6.3	0.1
	陸上貨物運輸事業	8.2	0.1
	林業	27.0	0.6

- 船員の災害発生率は、船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）による。同報告は年度内の休業3日以上を対象としているが、上表では、陸上労働者との比較のため、職務上4日以上休業の数値を用いている。
- 陸上労働者の災害発生率は、厚生労働省労働基準局による統計値から算出。また、同災害発生率は暦年である。

② 船員災害防止のための措置

船員法では、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持の義務を船舶所有者、船員の双方に課しており、その具体的措置については、船員労働安全衛生規則に定めている。同規則により、船内の安全衛生確保や船長及び船員が作業時等に遵守すべき最低基準を定めるとともに、船長の統括管理の下に、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者等を置いて、上記義務の履行を求めている。

また、船員災害防止活動の促進に関する法律（以下「船災防法」）では、船員災害（労働又は船内生活により船員が負傷し、疾病にかかり又は死亡すること）を未然に防止するため、船舶所有者及び船員による船員災害防止に係る自主的な活動を求めている。国土交通省は船災防法に基づき、5年ごとに、船員災害の防止に関する基本事項を定めた「船員災害防止基本計画」を作成するとともに、基本計画の確実な実施のため、毎年度「船員災害防止実施計画」を定めている。

2017年度は、第10次船員災害基本計画の5年目の最終年にあたり、引き続き目標の達成に向けて、作業時を中心とした死傷災害防止対策、海中転落・海難による死亡災害防止対策、漁船における死傷災害防止対策、年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止

対策、生活習慣病等の疾病防止対策について重点的に取り組むほか、政府全体で働き方改革を実現するため長時間労働の見直しを進めているところ、労働時間規制を遵守し、更なる船員災害防止施策の推進を図ることとしている。

さらに、躁鬱病等の気分障害の発生件数が増加していることから、メンタルヘルスケアに対する取組が重要性を増しており、船員労働安全衛生月間の衛生講習会等での周知啓蒙を図ることとしている。船災防法に基づき設置された船員災害防止協会においては、船舶所有者及び船員の自主的な船員災害防止活動を支援するために、船員の技能講習、情報の収集及び提供、各種テキストや記録簿等の作成等を実施している。

このほか、船員災害防止に向けた船舶所有者の自主的な努力を評価するため、2006年に創設した船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度については、1級90者（外航2社、内航36社、旅客船23社、その他29社）2級40社（内航19社、旅客船6社、その他15社）（2016年度末）が認定されており、今後とも同制度の周知と適正な運用を図ることとしている。また、船員の労働災害防止に取り組む船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の規範となる先進的で優良な取組を船員安全取組大賞として選定し公表している。

③ 船員災害防止のための今後の取組み

2013年度より、第10次船員災害防止基本計画が開始されたことに伴い、船員の労働災害の防止、船内衛生環境の向上を目指して、次の取組を行うこととしている。

イ) ライフジャケットの着用推進

海中転落した際に、ライフジャケットの着用の有無で生存率が大きく変わることから、ライフジャケットの着用率を上げるための取組を行う。

ロ) 船内向け自主改善活動（WIB）の推進

船内の危険要因を特定・評価し、それに基づき安全衛生計画を作成、実施、評価する「船内労働安全衛生マネジメントシステム」の普及に取り組んでいる。

本基本計画期間においては、その取組に加え、中小船舶所有者を主とした船内向け自主改善活動（WIB）*の普及促進に取り組むこととしている。2015年度からはWIB指導員の養成のための講習会を実施する等、より一層の普及に向けた活動を行っている。

※船内向け自主改善活動（WIB:Work Improvement on Board）とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。

ハ) 家族も参加した安全意識の高揚

毎年9月に実施している船員労働安全衛生月間については、家族、船員教育機関の生徒等を対象とした「家族目線」による標語の募集を行う。また、「目に、耳に訴える」分かりやすい講習会の開催等により、安全意識の高揚を図ることとしている。